

矯正施設被収容者食料給与事務規程

平成7年3月17日矯医訓662大臣訓令

改正 平成12年4月矯医訓1058

平成14年12月矯医訓5653

平成18年3月矯医訓2079

平成27年3月矯医訓2

平成28年9月矯医訓138

令和3年2月矯医訓27

矯正施設被収容者食料給与事務規程を次のように定める。

矯正施設被収容者食料給与事務規程

第1条 この規程は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）に収容された者（以下「被収容者」という。）に対することを目的とする。

第2条 献立は、次に掲げる書類により作成しなければならない。

- (1) 一般の被収容者に給与する副食については、献立カード（第1号様式）及び献立表（第2号様式）
- (2) 患者等に給与する食事について、食事箋（第3号様式）及び献立表
- (3) 前号の場合以外で食事内容等を変更して給与する食事については、食事変更票（第4号様式）及び献立表

2 献立は、被収容者の嗜好傾向を参酌し、かつ、別に定める標準栄養量の摂取を目標として作成しなければならない。

3 調理に当たっては、食品の栄養成分をなるべく損耗しないように留意しなければならない。

第3条 食事については、配膳前に食事の検査（以下「検食」という。）を行わなければならない。

第4条 配膳は、給食人員表（第5号様式）により行うものとする。

第5条 食品の保管、調理及び配膳に当たっては、食中毒の防止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症の予防等、衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

2 原材料及び調理済みの食品は、食中毒又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症が発生した場合の原因調査に資するため、保存しなければならない。

3 前項の保存の期間及び方法は別に定める。

第6条 給食人員、検食の意見、給食衛生管理の実施事項、その他給食に関する重要な事項は、給食日誌(第6号様式)又は検食簿(第7号様式)に記載しておかなければならない。

第7条 刑務支所、拘置支所及び少年院分院における給食事務は、それぞれの本所及び本院における事務に準じて処理するものとする。

第8条 購入した弁当を給与している少年鑑別所、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき運營業務を民間委託している矯正施設並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき運營業務を民間委託している矯正施設のうち委託業務に給食業務を含む矯正施設及び同施設から給食の配送を受ける矯正施設は、第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式及び第7号様式について、矯正局長の承認を得て、別の様式を定めることができる。

第9条 病院又は診療所を開設している矯正施設は、第3号様式について、矯正局長の承認を得て、別の様式を定めることができる。

附 則

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

2 被収容者食料事務規程(昭和41年矯正甲第930号法務大臣訓令)は、廃止する。

附 則 [平成12年4月5日矯医訓1058]

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 [平成14年12月25日矯医訓5653]

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 [平成18年3月30日矯医訓2079]

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年3月31日矯医訓2]

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年9月5日矯医訓138]

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 [令和3年2月26日矯医訓27]

1 この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の訓令の規定に基づく様式による書類は、当面の間、これを使用することができる。

食 事 箋

										No.
令和 年 月 日										
工場 居室					担当医師名			印		
番号				身長		cm				
氏 名					性別		体重			
		男		女						
生年月日			年 月 日		年齢		歳			
病 名					現在食					
開始日		令和 年 月 日		朝		昼		夕からのみ		
終了日		令和 年 月 日		朝		昼		夕まで		
変更内容		休 養		非休養		絶 食				
日 量	総熱量		kcal		禁 止 食 品	付 加 食 品	滋 養 品 経口・経管栄養 食品・経腸栄養 剤・ビタミン剤等			
	たんぱく質		g							
	脂 質		g							
	糖 質		g							
	食 塩		g							
主 食 (1 日 量)					副 食(該当項目に○印を付し、必要事項を記入する。)					
常 食		kcal		常 菜		熱量コントロール食				
軟 食	全 粥	米	米麦	g	軟 菜	たんぱく質コントロール食				
	七分粥	米	米麦	g	流動食	脂質コントロール食				
	五分粥	米	米麦	g		減塩食				
	三分粥	米	米麦	g		消化管術後食				
流動食	重 湯		g			透析食				
パン		kcal								
麵		kcal								
備 考										

注 No.欄には発行番号を記入すること。

第4号様式(第2条関係)

食 事 変 更 票

所(院)長	部(次)長	課 長 等		係 長 等	係
工 場 居 室		番 号		氏 名	
変更年月日					
給与熱量	主 食	Kcal	副 食	Kcal	
食事内容					
変更理由					
備 考					

注1 変更理由の欄には、変更する理由(体位が著しく異なる者、体力の消耗が著しい作業に就業、宗教上の戒律、食習慣の著しい違い等)を具体的に記載すること。

2 体位が著しく異なる者、体力の消耗が著しい作業に就業する者等健康保持上の理由により食事内容を変更する場合は、備考の欄に医師が押印すること。

検 食 簿

〇〇〇〇〇食

令和 年 月 日 ()

天 候 : 晴 曇 雨

朝 食	献立内容	中心温度	調理終了時間	検 食 者 印
		℃		
備 考				
記入事項				
主食・炊き方 (軟らかい 良い 硬い)				確 認 事 項
副食・分量 (多い 適当 少ない)				
副食・味付け (濃い 適当 その他())				
副食・盛り付け (良い 普通 その他())				
副食・色合い (良い 普通 その他())				
総 合 (良い 適当 その他())				
検食時間 時 分 ~ 時 分				
気温 ℃ 湿度 %				
賞味(消費)期限				
昼 食	献立内容	中心温度	調理終了時間	検 食 者 印
		℃		
備 考				
記入事項				
主食・炊き方 (軟らかい 良い 硬い)				確 認 事 項
副食・分量 (多い 適当 少ない)				
副食・味付け (濃い 適当 その他())				
副食・盛り付け (良い 普通 その他())				
副食・色合い (良い 普通 その他())				
総 合 (良い 適当 その他())				
検食時間 時 分 ~ 時 分				
気温 ℃ 湿度 %				
賞味(消費)期限				
夕 食	献立内容	中心温度	調理終了時間	検 食 者 印
		℃		
備 考				
記入事項				
主食・炊き方 (軟らかい 良い 硬い)				確 認 事 項
副食・分量 (多い 適当 少ない)				
副食・味付け (濃い 適当 その他())				
副食・盛り付け (良い 普通 その他())				
副食・色合い (良い 普通 その他())				
総 合 (良い 適当 その他())				
検食時間 時 分 ~ 時 分				
気温 ℃ 湿度 %				
賞味(消費)期限				